

議案第 39 号

橋本市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市立児童館設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第122号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
はらだ子ども館	橋本市原田239番地	はらだ子ども館	橋本市原田239番地
さしかみ子ども館	橋本市岸上203番地	さしかみ子ども館	橋本市岸上203番地
友愛児童館	橋本市高野口町伏原1068番地の2	胡麻生児童館	橋本市胡麻生294番地の1
名古曽児童館	橋本市高野口町名古曽1188番地の3	友愛児童館	橋本市高野口町伏原1068番地の2
大野児童館	橋本市高野口町大野773番地の1	名古曽児童館	橋本市高野口町名古曽1188番地の3
小田児童館	橋本市高野口町小田232番地の3	大野児童館	橋本市高野口町大野773番地の1
浦の段児童館	橋本市高野口町名古曽1003番地	小田児童館	橋本市高野口町小田232番地の3
伏原児童館	橋本市高野口町伏原584番地の4	浦の段児童館	橋本市高野口町名古曽1003番地
平山城児童館	橋本市高野口町志其443番地の57	伏原児童館	橋本市高野口町伏原584番地の4
青空児童館	橋本市高野口町名古曽1125番地の2	平山城児童館	橋本市高野口町志其443番地の57
2 略		青空児童館	橋本市高野口町名古曽1125番地の2

附 則

この条例は、公布の日から施行する。